



公認会計士 松澤 修



No. 456

## 中小企業者が取得する少額減価償却資産損金算入の特例

Q

平成20年度の税制改正において、中小企業者等が取得する30万円未満の少額減価償却資産の損金算入を認める制度について、制度の延長が行なわれたと聞いています。中小企業に対するこの制度はどのように適用されるのですか。

A

この制度は、中小企業者等が取得する30万円未満の減価償却資産の損金算入を認める制度であるが、平成18年度改正において、その取得価額の合計額に300万円の限度額を設けることとされた。平成20年度改正においては、この制度の2年間の延長が行なわれ、その具体的な適用は次の通りである

### ■ 取得価額の限度額

平成22年3月31日までに取得する30万円未満の少額減価償却資産については、その取得価額の全額を損金に算入できるが、各事業年度において取得した少額減価償却資産の取得価額の合計額が300万円を超えるときは、その300万円に達するまでを限度とする。この限度額は、少額減価償却資産の合計額について規定しており、少額減価償却資産を単位として判定するもので、少額減価償却資産の合計額が280万円に達した場合には、新たに20万円未満の減価償却資産を加えて損金に算入することはできるが、新たに20万円を超える減価償却資産を加え、その一部の20万円部分を切り離して損金算入することは認められない（措法67の5）。

### ■ 少額資産合計額の計算

取得価額が10万円未満の減価償却資産及び取得価額が20万円未満で一括償却資産の適用を受ける減価償却資産は、300万円の限度額には含ませないで、計算することができる。

### ■ 損金算入明細書の提出

本制度の適用を受けるには、確定申告書に添付する取得価額に関する明細書の提出が求められており、「別表16（7）少額減価償却資産の取得価額の損金算入に関する明細書」の提出が本制度の適用要件となる。

### ■ 適用対象となる中小企業者等の範囲

（措令27の4⑯、措令5の3⑥、措法42の4①）

適用対象となる中小企業者等とは、中小企業者と協同組合を指しており、その範囲は次の通りである。

区 分	範 囲
中小企業者	資本又は出資の総額が1億円以下の法人 ただし、次の法人を除く。 出資金額の2分の1以上が同一の大規模法人の所有に属している法人 出資金額の3分の2以上が複数の大規模法人の所有に属している法人
	常時使用する従業員の数が1,000人以下の出資を有しない法人
	常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人事業者
協 同 組 合	中小企業等協同組合・出資商工組合・出資商工組合連合会等が該当する。 上記の組合は、出資金額の多寡に関わらず適用がある。 協業組合は、協同組合の範囲に含まれず、中小企業者の範囲により判定する。

## 平成20年度 第2四半期 組合会計・法律相談のご案内

本会では、専門家による組合運営に関わる会計並びに法律の特別相談を実施しています。平成20年度第2四半期（7月～9月）の相談日は下記のとおりです。毎回好評を博し、予約が埋まってしまうので、お早目にお申込ください。なお、原則として会計相談は金曜日、法律相談は木曜日となっております。

### ● 会計相談

まつざわ ただす  
公認会計士 松澤 修 先生

7月 11日(金)／18日(金)／25日(金)

8月 8日(金)／22日(金)

9月 12日(金)／26日(金)

### ● 法律相談

やすい のりお  
弁護士 安井 規雄 先生  
東京弁護士会所属・東京都弁護士協同組合専務理事

7月 10日(木)

8月 21日(木)

9月 11日(木)

### 留意事項

- 時 間  
いずれも午後1時30分から4時30分まで（1時間毎です）  
時間区分① 1：30～2：30  
② 2：30～3：30  
③ 3：30～4：30
- 場 所  
東京都中小企業会館9階  
東京都中央会情報課内「相談室」
- 相 談 料  
無料（会員組合限定）
- 申 込 方 法  
必ず事前に電話・FAXで下記宛にお申し込み下さい。  
お申し込みの際には、組合名・相談者名・電話番号・相談内容をお知らせください。
- 申 込 先  
東京都中央会 情報課  
☎ 03-3542-0389  
FAX 03-3545-2190